

行政手続の押印見直し指針

(趣旨)

行政手続の簡素化及び市民の利便性の向上を図るため、個人、事業者が行う行政手続において、市民等に求めている申請書の氏名欄の認印（個人における登録された実印又は法人における登録された代表者印以外のもの）の押印について、次の判断基準により見直しを実施する。

1. 押印が必要なもの

※原則 (1) ～ (5) を除き押印を廃止。

- (1) 地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられている契約書
- (2) 印西地区消防組合が行う財務事務、会計事務により契約及び一連の手続きにおいて、押印を求めている書類
- (3) 印西地区消防組合以外の組織・団体から押印が義務付けられているもの
- (4) 上記以外の国の法令及び県の条例並びに通知等により押印が義務付けられているもの
- (5) その他、文書の真正性の担保等の理由により、登記印及び登録印の押印を求めている書類

【押印見直しの判断基準】

基準①：押印を求める趣旨の合理性の有無

基準②：押印を求める趣旨の代替手段の有無

2. 署名が必要なもの

- (1) 国の法令及び県の条例並びに通知等により署名が義務付けられているもの
 - ・署名又は記名押印の選択制としているものを含む
- (2) 本人の意思による申請であることを署名により担保する必要性があるもの
 - ・金銭等の給付を伴う申請で、本人以外に給付してしまうおそれのあるもの
 - ・その他、許可申請書など本人や第三者に不利益が生じるおそれのあるもの

(3) 診断書、意見書、証明書など本人以外が作成する申請書の添付書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要性があるもの

※署名された申請書を訂正する場合は、原則として、訂正署名によることとする。

【署名見直しの判断基準】

基準①：根拠規定が「署名及び押印」。署名を求める実質的な意味の有無

基準②：根拠規定が「署名又は記名押印（認印可）」。署名を求める実質的な必要性の有無

3. 記名のみとするもの

(1) 本人の意思による申請であることを押印や署名により担保する必要性がないもの

ア 施設や備品の利用（使用）申込み、閲覧・縦覧の申請書など対象が不特定の者で押印や署名を求めてまで本人の意思による申請であることを担保する必要性がないもの

イ 届出事項の変更など単に事実・状況を把握することのみを目的としているもの

4. 国・県の法令等に基づき実施する行政手続等への対応

国や県の法令等に定めがある行政手続等で、その方法が国・県等により示されるもの（印西地区消防組合独自の判断で見直しを行うことが不可能な行政手続等）は、国・県等より発出される通知・ガイドライン等に基づき、随時、印西地区消防組合の条例・規則・要綱・マニュアル等の改正を行う。

5. 内部手続への対応

上記1～4の内容に準じ、見直しを実施する。

6. 実施時期

令和3年10月1日から

7. 行政手続のオンライン化への対応

書面規制、押印、対面規制の制約がない手続や、見直しが完了した手続については、押印廃止と併せて、行政手続のオンライン化に向けて検討を進める。

8. その他（留意事項）

- ・対面による手続が必要か確認する。
- ・手続や書類提出そのものが必要であるか、確認する。
- ・必要最低限の内容となっているか、様式・記載内容を確認する。
- ・最低限の添付書類となっているか、必要性を確認する。

※署名：氏名を自署すること

※記名：氏名を自署ではなく、代筆や印刷されたものなどにより氏名を記載すること

令和3年5月10日

印西地区消防組合総務課